

平成28年 8月10日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管理者 石川 清 様

坂戸、鶴ヶ島下水道組合
下水道事業運営審議会
会長 吉田勝己

下水道使用料について（答申）

このことについて、平成28年4月12日付け坂下総発第393号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申する。

答 申 書

はじめに

下水道は、市民が健康で快適な生活を営んでいくために欠くことのできない重要な都市施設であり、清潔で快適な生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としている。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「組合」という。）の下水道事業は、昭和48年の供用開始以来、平成27年度末には普及率70.6%に達し、坂戸市及び鶴ヶ島市のまちづくりに大きく貢献してきた。

下水道事業は、整備や維持管理に多額の費用を要する先行投資型の事業であり、その財源は国庫補助金を除くと、その大部分を起債による長期借入に依存している。

また、下水道使用料の対象経費である汚水処理に係る維持管理費及び資本費は、下水道使用料で賄うことが原則であるが、現状では賄いきれず、その不足分を構成市からの負担金に依存している。

このことから、平成27年度に管理者から坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）へ「下水道事業の運営について」の諮問を受け、「下水道事業の適正かつ効果的な運営を安定的に継続するためにも、構成市からの負担金に依存せず、中・長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要がある。また、受益者による負担の公平化を進めるためにも、組合唯一の自主財源である現行使用料の検討が必要である。」との答申をしたところ、管理者より、平成28年4月12日に「下水道使用料について」の諮問を受け、慎重に審議、検討を重ねた結果、ここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

下水道使用料について

本審議会は、「下水道使用料について」を4回にわたり、慎重に審議を重ねた。

下水道事業を行うためには、公営企業における基本的な考え方である「受益者負担」の原則に基づき、下水道使用料収入で賄うのが原則である。

一方で、下水道使用料は公共料金であり、事業運営のみに着目し、受益者負担が過大となれば、市民生活への影響も大きいことから、審議において、料金改定そのものに懸念を示す意見も示されたが、最終的に、審議会において、受益者の負担増大に配慮しつつも、下水道事業の適正な運営のために、下水道使用料の増額改定もやむを得ないとの意見でまとまった。

なお、下水道使用料については、以下の項目に基づき、改定を実施する必要があると考える。

1 官公署学校用の使用料体系廃止検討について

組合においては、昭和47年の下水道条例制定時より「官公署学校用使用料」を採用し、過去4回の使用料改定時においては、一般用使用料に近づけるため単価の増額を行っている。

一般用使用料と比較して安価な使用料設定をしている事実からも、官公署学校用使用料体系は廃止すべきと考える。

なお、公共施設や学校施設は、一般家庭と比べて排水量も大きく、廃止することになれば影響が大きいことも想定され、激変緩和措置を設定すべきという意見もあった。

2 下水道使用料算定期間の検討について

下水道使用料は、日常生活に密着した料金であり、出来るだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたって期間を算定することは、経済の変動等による予測の確実性を失うことになる。

このことから、現在の事業認可が平成32年度までのため、今回の算定期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間が適当と考える。

3 下水道使用料単価の考え方について

下水道事業は、受益者負担の原則に基づき、公費で負担すべきものとされている経費を除き、独立採算制により運営されるべきものである。

下水道使用料収入の不足分は構成市からの負担金で補っているのが現状であるが、本来下水道使用料で賄うべき費用を構成市からの負担金で補い続けることは他の行政サービスに影響を及ぼすこととなる。

以上のことから、下水道事業の健全な運営を図るため、受益者負担の原則に基づき経費回収率が100%となるよう下水道使用料を設定すべきであるが、急激な値上げではなく、総務省自治財政局地域企業経営企画室より平成18年3月の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書に示されている、月平均3,000円/20m³（150円/m³）の水準による使用料設定として、使用料単価税込み150円/m³とした場合の目標充当率86.3%、全体改定率15.71%を目標に使用料の改定を行うべきと考える。

4 下水道使用料体系の検討について

下水道使用料は、使用水量にかかわらず賦課される基本使用料と使用水量の多寡に応じて賦課される従量使用料の2つに大別される。

施設維持管理費や使用料徴収経費及び人件費などの固定的経費はその性質から基本使用料で、また、基本使用料を除く動力費の大部分や薬品費などの変動的経費は従量使用料で賄っていくのが本来の姿である。

組合の下水道使用料算定期間収入見込みの固定的経費及び変動的経費の割り振りは、80%が固定的経費、20%が変動的経費となり、基本使用料となる固定的経費部分が大部分を占めることとなり、基本使用料が高額となることから、現行の割り振りを基本に改定を行うべきと考える。

5 基本使用水量の廃止及び従量使用料の改定について

現在、組合では使用水量10m³/月までを基本使用料とする基本使用水量を設定している。この体系では、例として10m³/月を使用する人と1m³/月を使用する人が同じ下水道使用料を負担することとなり、節水努力が報われない状況となっている。これを解消するために基本使用料に付与する基本使用水量の廃止を行い、1m³から従量使用料とすることで、節水努力が反映されるような使用料体系を導入すべきと考える。

また、従量使用料については、目標充当率を達成させるために、単価の改定が必要と考える。

6 累進度について

累進度の割合が高いと、排水量の抑制が強く働きすぎることにもなるため、結果的には全体的な収入確保に問題が生じることになる。

よって、大口の排水量の変動が下水道使用料収入の変動に大きく影響することから、累進度を緩和する方向での見直しが必要であると考ええる。

以上の1から6を行うと次の使用料改定案が妥当であるとの結論を得た。

[使用料改定案]

○現行

1 使用月（税抜）

用途 料率	基本使用料		超過使用料 (1 m ³ につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般用	10 m ³ まで	800 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	105 円
			20 m ³ を超え 50 m ³ まで	140 円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	180 円
			100 m ³ を超え 300 m ³ まで	215 円
			300 m ³ を超え 500 m ³ まで	260 円
			500 m ³ を超える分	300 円
官公署学校用	100 m ³ まで (1 m ³ につき)		85 円	
	100 m ³ を超える分 (1 m ³ につき)		170 円	
公衆浴場用	1 m ³ につき		60 円	

○改定（案）

1 使用月（税抜）

用途 区分	基本使用料	従量使用料		単価改定率 (%)
		汚水排除量	金額 (1 m ³ につき)	
一般用	800 円	10 m ³ まで	5 円	—
		10 m ³ を超え 20 m ³ まで	128 円	21.9
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	170 円	21.4
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	218 円	21.1
		100 m ³ を超え 300 m ³ まで	262 円	21.9
		300 m ³ を超える分	318 円	6.0~22.3
公衆浴場用	1 m ³ につき		60 円	0.0

※目標充当率 86.3%

おわりに

本審議会は、組合における現状の事業運営及び下水道事業の健全化への取組みに関し、人件費の抑制や繰上げ償還など経費の節減、長寿命化対策の実施や効率的な維持管理の実施、水洗化率及び収納率の向上に向けての取組み等について、慎重な審議を重ね、今後の対応などを含めた基本的な方向を検討した。

組合におかれては、市民の理解と協力を求めながら、社会経済情勢の変動に注視しつつ、速やかに下水道使用料改定をはじめとする経営健全化、財政基盤の確立に向けた取組みに着手されたい。

なお、下水道使用料の改定にあたっては、下水道使用料が公共料金であることや社会情勢をはじめとする諸事情に配慮した上で、市民に対する負担増を求めるものである旨、市民への十分な周知期間の確保、効果的な広報活動など、説明責任を果たす必要がある。

最後に、組合においては、審議の過程において出された各委員の意見等を十分尊重し、市民の理解を得ながら下水道事業の諸施策の実現に努めるとともに、一層の効率的な事業の運営に取り組まれることを望むものである。

※ 審議経過

平成28年 4月12日 諮問
平成28年 4月27日 第1回審議
平成28年 6月 7日 第2回審議
平成28年 7月12日 第3回審議
平成28年 8月10日 第4回審議 答申

※ 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会委員名簿

会 長	吉田 勝己 (知識経験を有する者)
職務代理	森田 厚美 (知識経験を有する者)
委 員	勝浦 信幸 (知識経験を有する者)
委 員	川崎 孝 (構成市市民 (公募))
委 員	菊地 正春 (知識経験を有する者)
委 員	新井 鉄夫 (知識経験を有する者)
委 員	高橋 義昭 (構成市市民 (公募))
委 員	湯本 昇 (構成市市民 (公募))